



日本金融ジェロントロジー協会

## 目次

1. 日本金融ジェロントロジー協会の概要
2. 金融包摂社会に向けて（SIP事業への参画）
  - ①福祉と金融の連携強化
  - ②認知機能に応じた金融サービスの提供



www.jfgi.jp

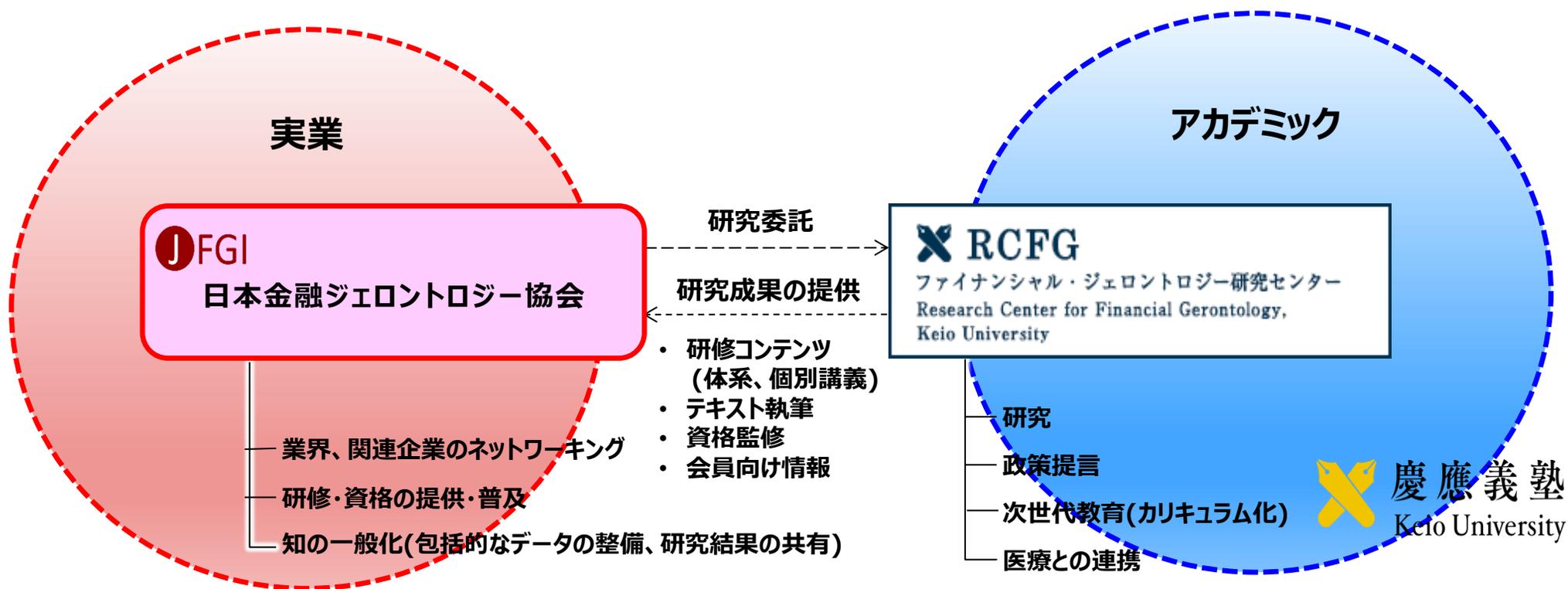
2025年1月29日

一般社団法人 日本金融ジェロントロジー協会

# 1. 日本金融ジェロントロジー協会の概要

## 設立の趣意 Our purpose

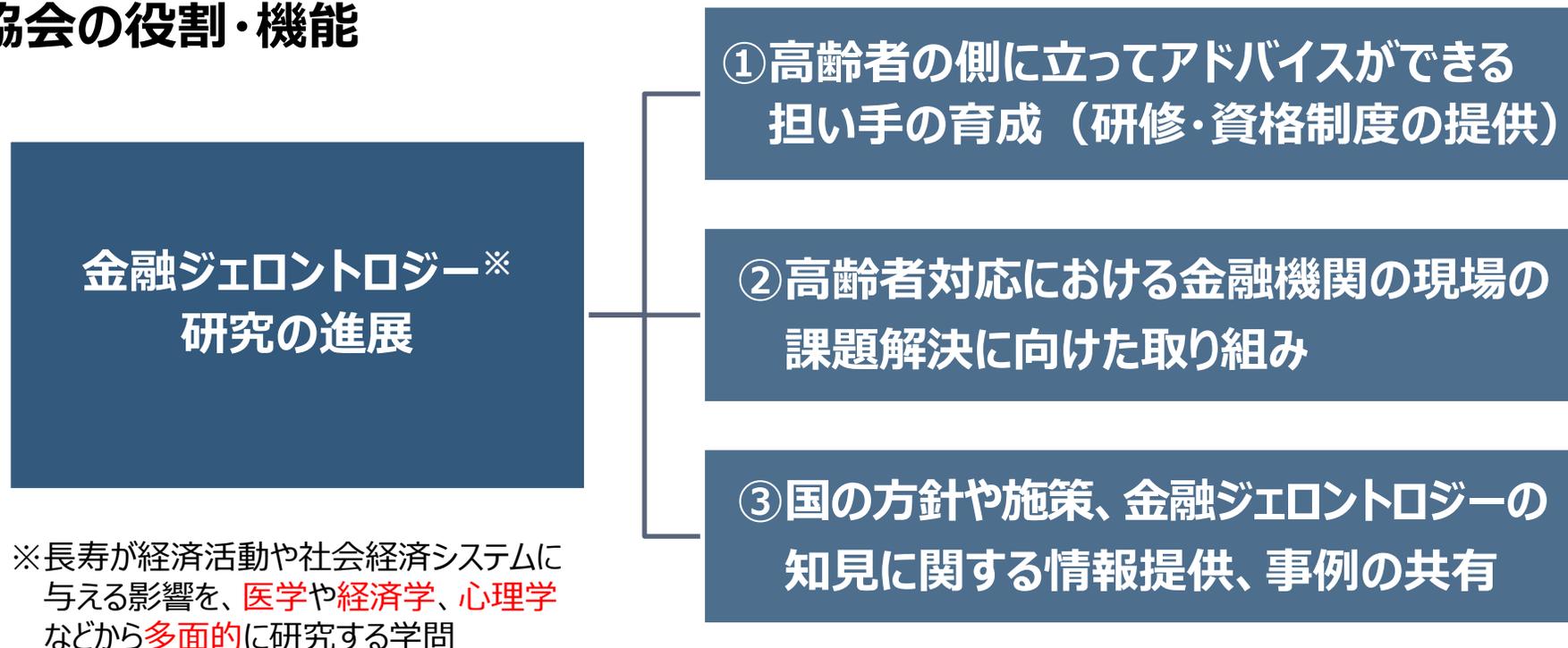
長寿高齢化という社会課題に対して、関連する知識・情報を広く金融業界に普及させることで、社会全体の利益に貢献していく  
(2019年4月1日設立)



幅広い金融機関が加入できるように、中立的な組織として設立(一般社団法人)

# 1. 日本金融ジェロントロジー協会の概要

## ◎ 協会の役割・機能



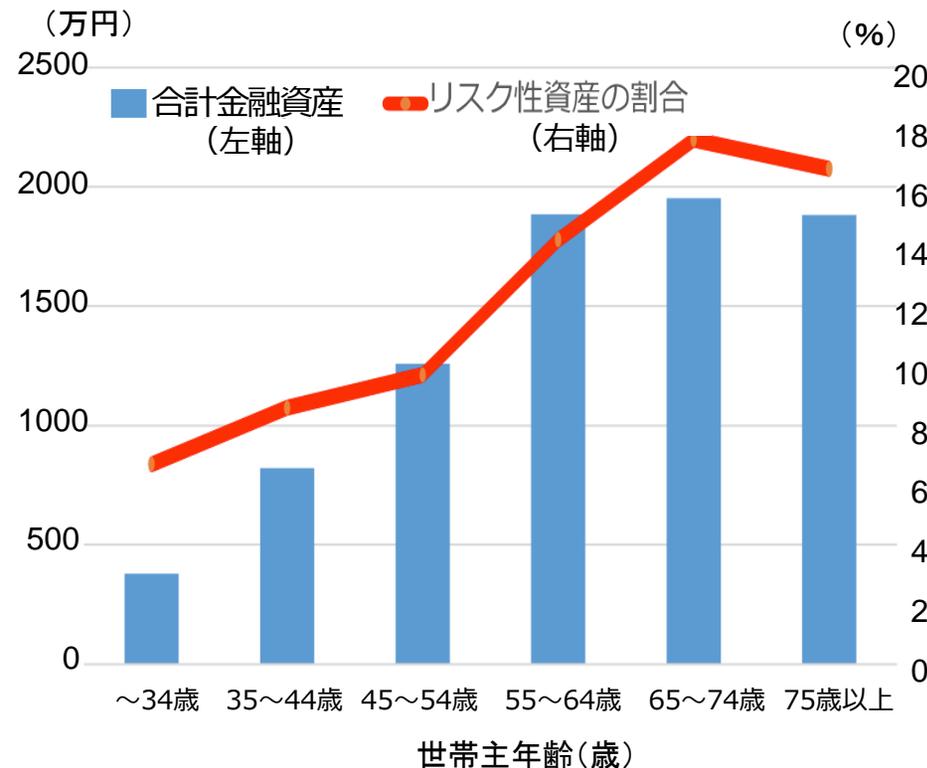
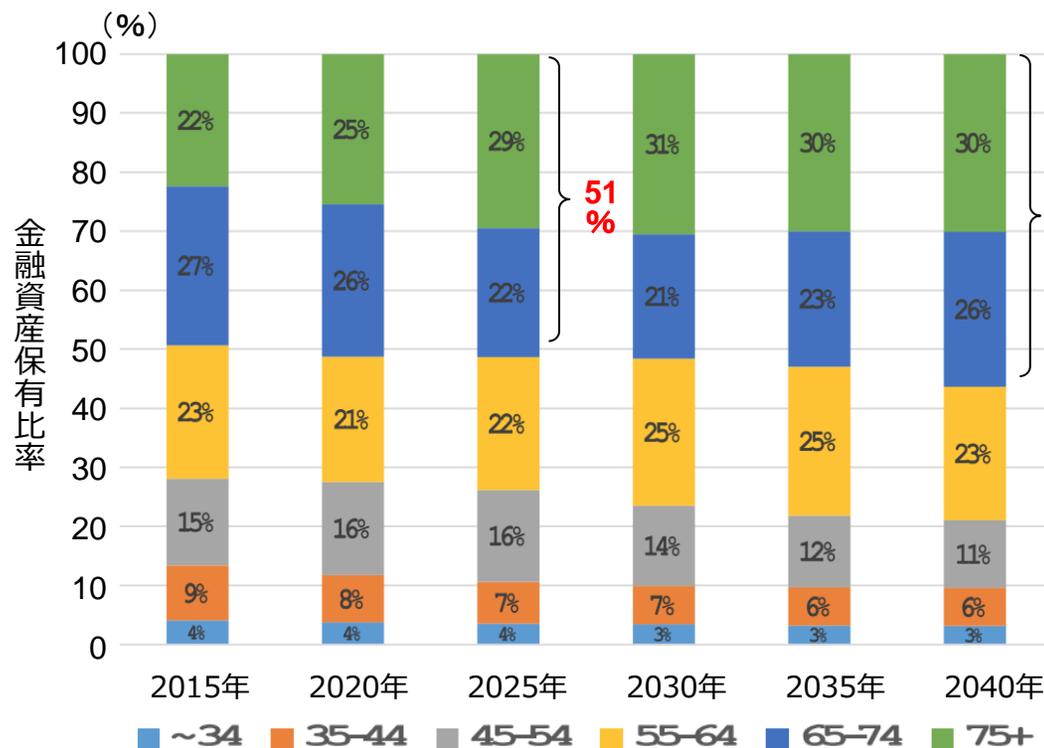
- 各社がばらばらに調査・研究し、これを自社ビジネス、社員育成に活かすのは難しい
- 喫緊の課題に金融業界として応えるためには、共通の基盤が好ましい

業界横断的な対応  
先行事例の活用

## 2. 金融包摂社会に向けて ー取り巻く環境ー

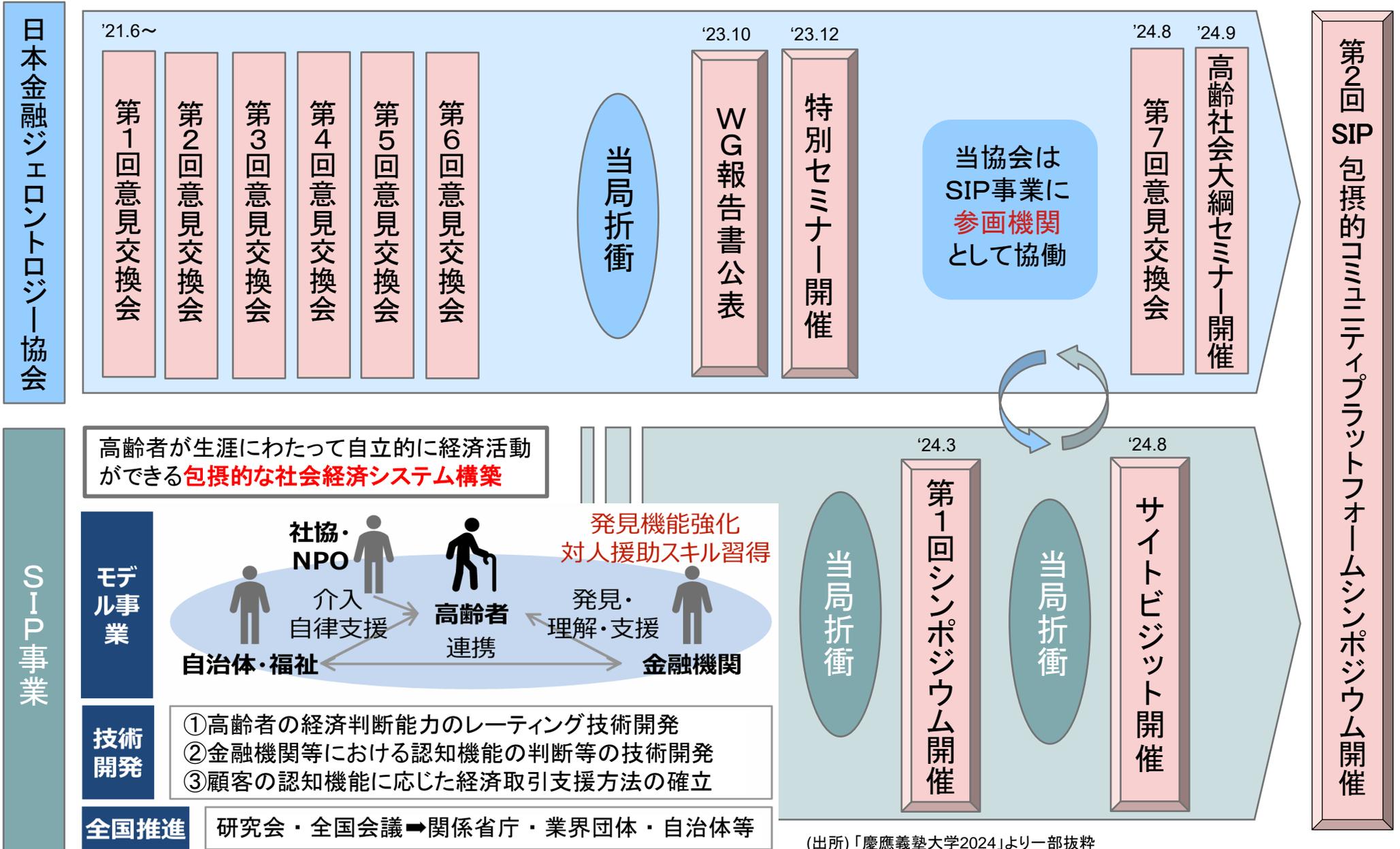
急速な高齢化のもと、家計の金融資産の過半を65歳以上世帯が保有し、将来更に増加

退職金、相続財産により、加齢とともに金融資産額、リスク性資産割合とも増加



- 高齢者は金融取引における重要な位置を占めると同時に、認知機能の低下により、適切な消費、資産管理、運用が困難になる顧客対応が増加 → 金融機関の現場対応において日常化
- 高齢者の商品、資産管理・運用など経済活動を支援するための新たなサービス・制度が必要に

## 2. 金融包摂社会に向けて -SIP事業への参画-



'24.3  
第1回シンポジウム開催

当局折衝

'24.8  
サイトビジット開催

第3回 SIP 包摂的コミュニティプラットフォームフォーラムシンポジウム開催

(出所)「慶應義塾大学2024」より一部抜粋

## 2. 金融包摂社会に向けて ①福祉と金融の連携強化

- 金融機関の窓口は、面談時間が比較的長く、かつ顧客との継続的な関係性から、認知機能低下の兆候に気がつき易い（日常の生活で最初に難しくなるのが「金銭の管理」）
- 福祉機関への連携により、**認知症の早期発見・治療、支援**に繋がり、顧客の安全・安心を実現  
 ⇔ 放置すれば問題は解決せず、同じことが繰り返され、顧客の生命や財産が危険に晒される恐れ

現場で認知機能低下の疑いをもつ場面  
 （会員金融機関との意見交換より）

### 重要印刷物の紛失・再発行等

- 通帳やキャッシュカードの紛失・再発行が度々発生
- 印鑑やPWの失念・再登録が繰り返される

### 預貯金の入出金・金融取引時の対応

- 取引したことを忘れて銀行が盗んだと申し出る
- 同じ用事で、1日に複数回来店される
- 面談時に話した内容を翌日等に覚えていない
- 面談の日時を間違える、約束を忘れてしまう

### その他、顧客対応全般

- 会話が噛み合わない、自身の発言を覚えていない
- 一方的に怒る、退店いただけない
- 家族の名前や生年月日が思い出せない
- 異臭、ロビーでの失禁 等



## 2. 金融包摂社会に向けて ①福祉と金融の連携強化

### ○「個人情報の保護に関する法律」の関係条文<sup>(※1)</sup>と取組課題

- 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。（第20条第2項）
- 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。（第27条第1項）

#### ①法令に基づく場合

##### <取組課題>

- ✓ 消費者安全法上の見守りネットワーク(協議会)や社会福祉法上の重層的支援体制整備事業の支援会議がすべての自治体により設置されること
- ✓ かつ、金融機関が上記の構成員または支援関係機関として位置付けられるようにすること

\* これらに所属する者には守秘義務が課される点に意義  
 なお、重層事業の実施・予定は364自治体(23年10月時点)

#### ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

##### <取組課題>

- ✓ 認知機能の低下が疑われる様々な事象のうち、どこまでが上記の「必要な場合」に該当するのか、具体例の明示および判断基準の明文化（早期発見・連携の観点）
- ✓ 認知機能の低下が疑われる場合には、金融分野のガイドライン上の「書面同意」や「本人の認識」<sup>(※2)</sup>を要しないとするルール化・明文化等

(※1) 上記①および②は、同法第20条2項1号と2号、および第27条第1項1号と2号に共通。第3号以下の記載は省略。

(※2) 書面の記載を通じて、①個人データの提供先の第三者、②提供先の第三者における利用目的、③第三者に提供される個人データの項目を本人に認識させた上で同意を得ることが求められている。

## 2. 金融包摂社会に向けて ①福祉と金融の連携強化

### I. 高齢社会対策大綱（'24/9/13閣議決定）

- 認知機能の低下等が見られる人の個人情報第三者提供に係る本人の同意や、福祉機関との連携、金融機関内の情報共有等について柔軟な対応ができるよう、金融分野ガイドライン等の運用の見直しの必要性について検討を行う。
- 経済取引の判断能力の識別や、認知機能の状態に応じて本人の判断をサポートするAI技術等の開発・実証を推進する。（次頁に関連）

### II. 認知症施策推進基本計画（'24/12/3閣議決定）

- 認知症の人に関する情報共有・連携の在り方を含め、金融機関を始めとする認知症の人の生活に関わる地域の関係機関における連携・協働を推進する。



#### 目指すべき方向

- 顧客の認知機能の状態や症状は、情報として記録・蓄積し、協議可能な態勢を金融機関内で構築  
→可能な限り早期に、家族または地域の福祉機関等に連携し、必要な支援や介護を開始
- 財産の保護等のために、当該情報はむしろ積極的に取得し、適切な管理のもとで活用すべき  
→特殊詐欺や消費者問題の被害に遭わないよう適切な措置を講じる等、必要な合理的配慮を実施

## 2. 金融包摂社会に向けて ② 認知機能に応じた金融サービスの提供

### <環境認識>

- 新NISA等により、若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散による継続的な資産形成が可能に  
～安定的な資産形成は、国民一人ひとりの幸福や厚生を実現するために、不可欠な要素
- 超高齢社会では「資産寿命の延伸」(取り崩しながら運用)や「保険の活用」が重要性を増す中、  
昨年11月施行の改正金サ法の「新誠実公正義務」(=顧客等の最善を図る取組み)は“扇の要”

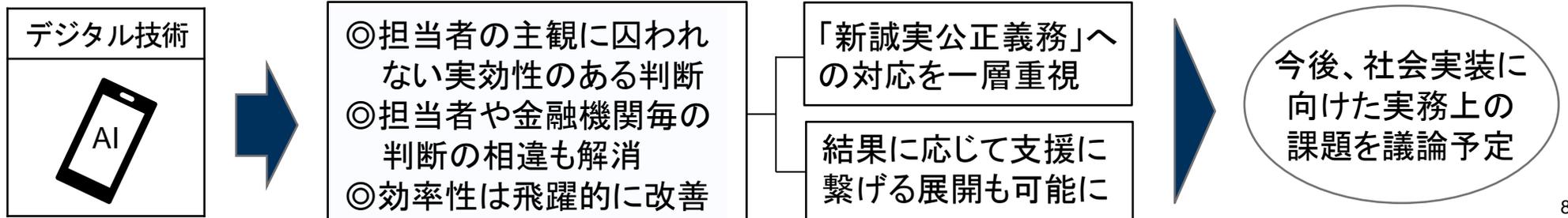
### 現状

- 業界ガイドラインに基づく年齢基準により、各社が適合性確認の社内規則を制定
- 高齢顧客の認知判断能力の確認は、営業担当者の経験等に基づく定性的な判断



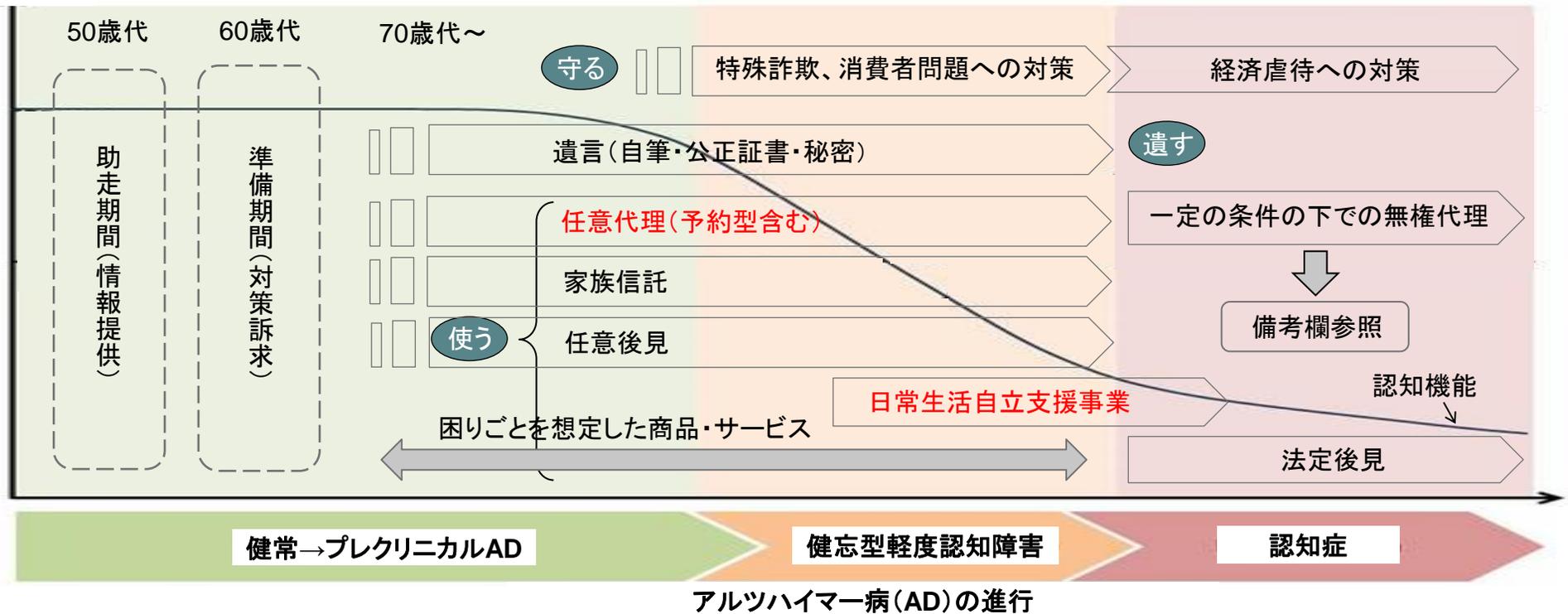
### 目指す方向性

- デジタル技術を活用し、認知判断能力の識別や本人の判断のサポートを実施
- 年齢基準ではなく、顧客の認知判断能力に照らし最善・最適な金融サービスを提供



## 2. 金融包摂社会に向けて ② 認知機能に応じた金融サービスの提供

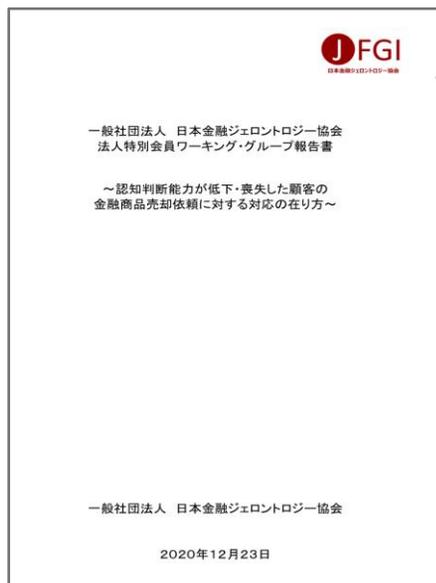
- 認知機能の低下はグラデーション状に連続的に進行 → 認知機能に応じた対応が必要な所以
- 顧客が生活に困らないよう準備を促すと同時に、困りごとを想定した商品・サービスの提供・開発、利用可能な社会保障制度など公的制度の案内・周知が求められる



**認知症の人にもやさしい、誰もが取り残されない金融包摂社会の実現を目指す**

備考：当協会より、『法人特別会員WG報告書 ～認知判断能力が低下・喪失した顧客の金融商品売却依頼に対する対応の在り方～』を公表（次頁参照）。  
全国銀行協会より『金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方』（2021年2月18日）を公表。

出所：Ávila-Villanueva, M., & Fernández-Blázquez, M. A. (2017). Subjective Cognitive Decline as a Preclinical Marker for Alzheimer's Disease: The Challenge of Stability Over Time. *Frontiers in aging neuroscience*, 9, 377. <https://doi.org/10.3389/fnagi.2017.00377>、慶応義塾大学2024より作成

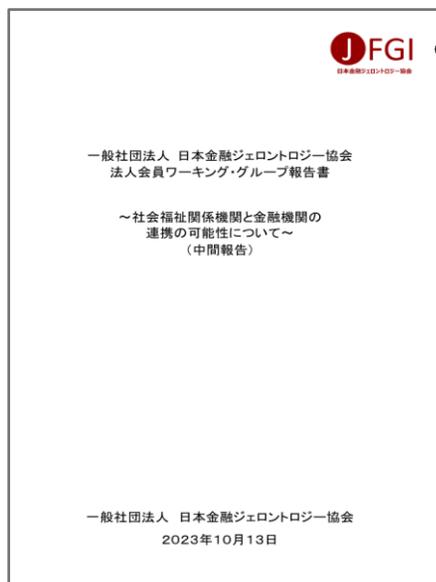


## 認知判断能力が低下・喪失した顧客の金融商品売却依頼に対する対応の在り方（2020年12月23日公表）

[20201223【JFGI】法人特別会員WG報告書.pdf](#)

### <目次>

1. はじめに
2. 高齢化の現状と高齢者支援制度等の普及状況
3. 親族等からの金融商品の売却依頼への対応
4. 親族等に対する金融商品売却に関する任意代理権付与
5. おわりに



## 社会福祉関係機関と金融機関の連携の可能性について（中間報告） （2023年10月13日公表）

[20231013【JFGI】法人会員WG報告書-1.pdf](#)

### <目次>

1. はじめに
2. 福祉と金融の連携における現状と課題
  - (1) 本意見交換で認識した課題
  - (2) 最大の共通課題
  - (3) 個人情報保護法上の論点
3. 先行的な取り組み
  - (1) 大分県宇佐市の取り組み事例
  - (2) 滋賀県野洲市の取り組み事例
  - (3) 2つの事例における金融機関参加の共通点
4. 全国への拡大の可能性と留意事項

## 【2019年10月より視聴開始】

社会・経済	第1章	金融ジェロントロジー概論
	第2章	高齢者を取り巻く社会保障制度
	第3章	高齢者の生活状況
	第4章	高齢者の資産管理(1)意思決定の理論と技術
	第5章	高齢者の資産管理(2)意思決定支援の仕組み(後見、信託)
心理	第6章	高齢者の心理(1)加齢に伴う心的機能の変化とその対応
	第7章	高齢者の心理(2)高齢者とのより良いコミュニケーションのために
医学	第8章	高齢化と身体・感覚器官の変化
	第9章	認知症について(1)総論
	第10章	認知症について(2)代表的疾患と治療
	第11章	高齢者・認知症の意思決定能力について－評価と支援

\* 2023年4月、第4章に「行動ファイナンスと行動コントロール」を追加。10月より1章～3章を「新人口推計」を反映する内容で再収録。コンテンツのブラッシュアップを実施。

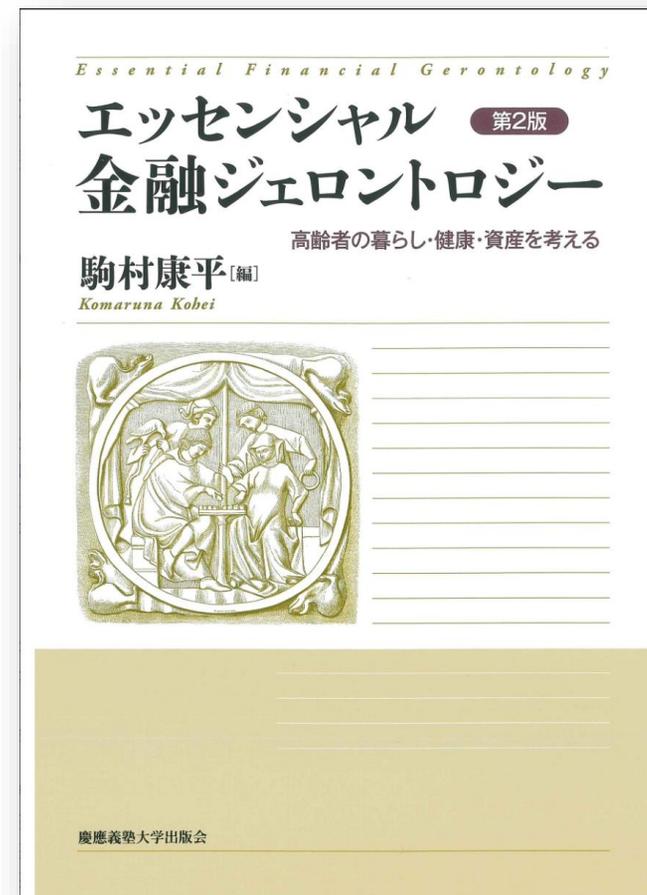
## 体験型VR 高齢者対応ケーススタディ 倫理 金融包摂（ノーマライゼーション）等



ドコモgaccoのプラットフォームから27動画430分（平均15分/1動画）による研修提供。いつでも、どこでも、繰り返し学習が可能



## 2019年出版テキストの第2版



改訂版「エッセンシャル金融ジェロントロジー」

編者：駒村康平

出版者：慶應義塾大学出版会

発行日：2023年10月20日

# ご清聴ありがとうございました。

一般社団法人 日本金融ジェロントロジー協会  
業務執行理事 田堂 貴久

【連絡先】 〒108-0073  
東京都港区三田2-14-5  
TEL : 03-6381-7621  
URL : <http://www.jfgi.jp/>